

～皆さんの文化芸術活動を応援します！～



「岐阜県文化芸術活動応援助成金」のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化活動の発表の場である公演や展示等の中止・延期を余儀なくされた方を支援するため、新たな助成金を創設しました。ぜひご活用ください。

<助成金の概要>

対象者 次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ①県内に活動の拠点を置いている団体、もしくは県内に在住している個人であること
- ②過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有すること

対象事業

- ①一般助成型 県内の有料施設を借用し、広く一般に公開される公演、展示及びその公演等に必要な練習

[対象経費] 会場使用料

※会場に附属する備品等（マイク等の音響設備や照明設備等）の使用料及び光熱水費も対象（動画配信活用モデル型も同じ）

[助成額] 1個人・団体あたり10万円を上限

- ②動画配信活用モデル型 県有3施設※において、広く一般に公開される公演等で、動画配信を行うもの

[対象経費] 会場使用料、動画撮影・配信経費、会場設営・運営経費 等

[助成額] 1個人・団体あたり100万円を上限

※長良川ホール(ぎふ清流文化プラザ)、サマコホール(OKB ふれあい会館)、飛騨芸術堂(飛騨・世界生活文化センター)

対象期間 令和2年7月9日(木)～3年3月31日(水)の間に行われる公演・展示等

<申請期間> 令和2年7月9日(木)～12月28日(月)【必着】

※予算の都合上、期間内であっても申請を締め切る場合があります。

<申請方法>

申請書類に必要書類を添付し、申請期間内に下記申込先へ**郵送により提出**してください。(持込み、FAX及びメールでの受取りはできませんのでご注意ください。)

申請書類等は、(公財)岐阜県教育文化財団HPからご覧いただけます。

《お申込み・お問い合わせ先》

〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 ぎふ清流文化プラザ 1階

公益財団法人 岐阜県教育文化財団 県民文化課

(TEL 058-233-8161 URL : <https://www.g-kyoubun.or.jp/>)

岐阜県文化芸術活動応援助成金 主なQ A

★県内に活動の拠点を置いている団体とは、どのようなものを指しますか。

法人にあつては主たる事業所が県内に所在し、任意団体にあつては構成員の半数以上が県内に在住している場合等が、対象となります。

★「過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有する」とは、具体的にどうやって証明すればよいですか。

申請いただく書類の中で、過去2年間の活動実績を記載する項目がありますので記載例に倣って記載ください。

★「広く一般に公開される」とは、具体的にどういったものですか。

誰でもその公演等に観客として参加できるもので、観客数は問いません。したがって、会員限定の公演等は該当しません。

★どういった経費が対象となりますか。

①一般助成型

(例) 絵画や彫刻の個展、グループ展のための展示室の借上料、演劇の公演・練習の会場借上料、ピアノの発表会の会場借上料 など

②動画配信活用モデル型

(例) 会場借上料、動画の映像制作・配信委託料、出演料、道具・楽器運搬費、スタッフ人件費、機材等のレンタル料、チラシ・プログラム印刷代 など

★同じ個人や団体が、複数の企画を申請することはできますか。

○同じ活動団体や個人の方が、複数の申請を行うことはできません。

(上限1件まで。2件以上の申請はできません。)

○複数グループに掛け持ちの場合は、公平性の観点から、構成員の半数以上が新たなメンバーの場合に限り、助成金の対象となります。

(例) Aグループ(構成員: 一郎さん、次郎さん、三郎さん)が助成金を申請した場合

i) Bグループ(構成員: 一郎さん、次郎さん、花子さん、五郎さん) ⇒ 申請可能

ii) Cグループ(構成員: 一郎さん、次郎さん、花子さん) ⇒ 申請不可

★ピアノ教室のコンサートなども対象となりますか。

音楽教室の定例的な発表会や大学の文化祭等であっても、一般に広く公開されるなど要件に合致する場合は対象となります。

※その他詳細につきましては、募集要項や(公財)岐阜県教育文化財団のHP (<https://www.g-kyoubun.or.jp/>) をご確認ください。